

会長通牒

「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」 の公表について

「金融再生プログラム 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」（平成 14 年 10 月 30 日 金融庁）では、繰延税金資産の合理性の確認のため、また、資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前提に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって厳正に監査を行うことを求めています。

このため、日本公認会計士協会では、「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を会長通牒として取りまとめ、平成 15 年 2 月 18 日の理事会において審議の結果、承認が得られ、平成 15 年 2 月 24 日付けで主要行の監査人に通知いたしましたので、お知らせいたします。

（会長 奥山 章雄）